

○厚生労働省告示第百五十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第五項から第七項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1に次のように加える。

1133 ノロタン用麻酔薬気化器

1134 メトキシフルタン用麻酔薬気化器

別表第2の1228及び1229を次のように改める。

1228及び1229 削除

別表第3に次のように加える。

1196 質量分析装置